

(6) 埋立処分費用の支払い方法

原則は、「現金支払い」です。(搬入時に管理事務所で現金により支払う方法)

ただし、次のいずれかの資格基準を満たし、欠格に該当しない場合に限り、「後納支払い」(搬入後、納入通知を受け、納期限までに所定の金融機関に納付する方法)を申請することができます。

【資格基準】

- 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体並びに公益法人（以下「官公署等」という。）。
- 横浜市（横浜市が出資する外郭団体を含む、以下同じ。）の **公共事業を請け負った者** で、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの。
- 横浜市以外の官公署等の **公共事業を請け負った者** で、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの。
- 公共事業の請負以外の者が、自らの事業から発生する産業廃棄物を搬入する場合は、次のとおりとする。
 - ・ 横浜市内に事業の拠点を有する者。
 - ・ 継続的に搬入を行い、その **搬入届出量が20 t 以上** であること。

【欠格】

- 過去において、後納停止の措置を受け、後納停止期間を経過しない者。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」第14条第5項、第10項、第14条の4第5項及び第10項の規定に該当する者。
- 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し、停止等の行政処分を受けている者。

(7) 受入量の上限について

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| ① 安定型産業廃棄物 (安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200 t / 年・社 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100 t / 年・社 |
| ③ 廃石膏ボード | 50 t / 年・社 |
| ④ 管理型産業廃棄物 | 上限なし |
- (ただし、工事から発生する汚泥及び鉋さいについては、100 t / 年・社)

※公共工事については、一工事につき上記の上限を適用します。